

事業評価シート

担当課・室長：地下水・地盤環境室長

事業名	地盤沈下対策の推進																								
上位施策名	地盤環境の保全																								
1 事業の概要	<p>地盤沈下の防止を図るため、工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律を施行するとともに、関東平野北部等では閣議決定により地盤沈下防止等対策要綱を策定し、地下水採取目標量の設定、代替水源の確保等総合的な対策を推進している。</p> <p>全国の地盤沈下の状況を把握するために地盤沈下の監視測定を実施している。</p> <p>法による規制の対象となっていない地下水採取による地盤沈下についての対策を検討している。</p>																								
2 進捗状況	<p>地下水採取に関する規制については、工業用水法（S31）建築物用地下水の採取の規制に関する法律（S37）を施行するとともに、平成13年度以降に予定されている関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱の見直しに向け、検討を行った。</p> <p>地方公共団体が行う地盤沈下等の監視のために行う測量に対して補助を行うとともに、全国の地盤沈下の状況を把握している。</p> <p>下記に東京都における地盤沈下量、関東平野北部地下水採取量の推移を示す。</p> <p style="text-align: center;">東京都における地盤沈下量（最高）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>戦前</td> <td>約 20cm/年</td> </tr> <tr> <td>平成11年</td> <td>1.6cm/年</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">出典：環境省 「地盤沈下とその対策」監修環境省</p> <p style="text-align: center;">関東平野北部地下水採取量の推移（採取目標量 4.8 億 m³/年（H12））</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>平成元</td> <td>平成2</td> <td>平成3</td> <td>平成4</td> <td>平成5</td> <td>平成6</td> <td>平成7</td> <td>平成8</td> <td>平成9</td> <td>平成10</td> </tr> <tr> <td>662</td> <td>704</td> <td>660</td> <td>677</td> <td>617</td> <td>664</td> <td>617</td> <td>636</td> <td>593</td> <td>534</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（単位：百万 m³/年） 出典：国土交通省</p> <p>法規制の対象外である小口径の揚水機による地下水揚水量の実態調査を平成14年度までの予定で行っているところであり、その結果を踏まえ、必要があれば対策を検討する予定である。</p> <p>天然ガス等の採取を目的とした深層地下水の採取により広範囲で地盤沈下が生じている九十九里平野の地盤沈下の防止を図るため、地盤沈下機構の解明調査を平成13、14年度で行う予定である。</p>	戦前	約 20cm/年	平成11年	1.6cm/年	平成元	平成2	平成3	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8	平成9	平成10	662	704	660	677	617	664	617	636	593	534
戦前	約 20cm/年																								
平成11年	1.6cm/年																								
平成元	平成2	平成3	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8	平成9	平成10																
662	704	660	677	617	664	617	636	593	534																
3 評価	<p>法規制等の効果により、地盤沈下は長期的にみれば沈静化の傾向にあるが、工業用水の約31%、生活用水の約23%を地下水に依存している（出典：平成13年版「日本の水資源」国土交通省）ことから、今後も引き続き、法の適切な施行が必要である。また、渇水時、豪雪時等には、地盤沈下が激しくなる可能性があること及び天然ガスの採取等により引き続き地盤沈下が生じている地域があることなどから、地盤沈下を防止し対策を検討するためには、地盤沈下等の監視測定が必要かつ有効であ</p>																								

る。また、関東平野北部では、採取目標量以上の地下水を採取しているため、今後も要綱に基づく施策の推進により、地盤沈下を防止することが有効である。

現在、法による地下水採取の規制の対象になっている揚水機は、用途が工業用及び建築物用で、吐出口の断面積が一定以上のものに限られているため、規制の対象外の揚水機による地下水採取量等を把握し、必要に応じ、対策を検討する必要がある。

近年、広範囲にわたって地盤沈下が生じている九十九里平野の地盤沈下に関しては、深層から地下水が採取されているため、効果的な地盤沈下防止対策を立案するためには、十分把握されていない地盤沈下機構の解明が必要かつ有効である。

4 予算事項名	<ul style="list-style-type: none">・ 建築物用地下水採取規制法等施行費・ 未規制構造井戸揚水量等実態調査・ 深層地下水採取における地盤沈下機構解明調査・ 濃尾平野、筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策調査・ 地盤沈下監視測定費補助
5 対応副施策等	